

玉名市消費生活安心条例に対するパブリックコメントの募集結果について

玉名市は、令和2年4月1日に「玉名市消費生活安心条例」を公表し、市民の皆様のご意見を募集しました。
お寄せいただいたご意見と、ご意見に対する市の考え方について、以下のとおり公表いたします。

番号	該当箇所	ご意見の内容	意見に対する市の考え方	修正内容
1	第6条第2項	第6条の2項 事業者等は、(略)訪問販売に係る契約の締結及び締結の勧誘をしない旨の意思を(略)について、訪問販売に係る契約の締結をしない、及び締結の勧誘を受けない旨の意思を(略)と書いた方が判りやすい。	より分かりやすい表現となるように、左記のご意見のとおり修正したいと考えております。	第6条第2項中「契約の締結及び締結の勧誘をしない旨」を「契約の締結をしない及び締結の勧誘を受けない旨」に改める。
2	第6条 第7条 第8条	第6条 訪問販売の制限等 第7条 説明の求め等 第8条 事業者等への要請 以上の条項については、事業者等に対して、「公表」という社会的制裁を行使することができる条項である。「公表」の際には、事前に事業者等へ通知し、弁明の機会を設けてあるが、事業者等が「公表」を拒否した場合ほどのような対応になるのか。 第6条、第7条、第8条の条項を実効あるものとするために、「事業者等がこの条例を遵守しなければならない」旨の文言が必要ではないかと思う。もちろん、玉名市においては市条例を遵守しなければならないことではあるが。	事業者等が「公表」を拒否した場合であっても、当該条例(案)の手続きに則り公表を行うことと考えております。	修正無し。
3	第4条	「市は、消費生活に関する情報の収集を行い、啓発、教育・・・」とあるが、過去に情報の収集を如何に実行してきたのか市民には見えない。また、「啓発、教育」を行ってきたという実績を広報誌に読んだ覚えがない。従ってこの文面は変更するべきではなかろうか。井戸水の汚染度に関しては読んだ覚えがあるが、これは事業者が存在しない、所有者本人の問題で終わりである。ただ、広い見地からすれば汚染源は個人の井戸に地下水層を通過して、どこかの企業が原因企業であると、追及されているのであれば喝采物であり、そこまで、市が追及努力されるのであれば敬意に値する。 後半の件(くだり)で「(市は)必要な情報の提供、助言その他の支援を行う責務を有する。」とあるが、責務を有すると言いながら、従来等閑に付せられてきたきらいがある。責務を全うする意思をもう少し強く記述する必要がないか。	市では、悪質商法や製品事故などの情報を国民生活センターと消費生活センターとを結ぶPIO-NETを通じて情報収集しており、また、啓発、教育については、2カ月に一度、「広報たまな」を通しての啓発を行っており、併せて、高齢者や学生等を対象に消費者教育を行っております。 今後、当該条例の制定を契機により一層充実した、市としての消費者行政における責務を全うして参りたいと考えております。	修正無し。
4	第6条	「事業者等は、訪問販売を行おうとするときは・・・」と、訪問販売に限って謳ってあるが、最近、法律の制約のためか、滅多にそのような訪問販売の事例を見ないので、記載することは、疑問。この項目を残してもいいが、これに限らず、商店、スーパー、ホームセンター、自動車販売店、農具の販売店、加工工場、更には娯楽施設にまで、広げた方が良いのではないか。その際、訪問販売における詳細の注意項目を設けたように、それぞれ、市側で練り上げてはいかがか。	近年、再び、訪問販売による被害が増加しているため、この度、当該条例において制限等の規定を設けたが、今後、左記の項目に対する制限については、各種法律等の規定と照らし合わせながら必要性について検討して参ります。	修正無し。

5	第6条3～8条	<p>今喫緊の問題が、おれおれ詐欺の類だ。これを解決せずには、高齢消費者の一部では経済破綻がおきている。自助努力が不足している、可哀想だ、で終われば、行政の冷酷非道を問われる。この時代特有の詐欺をきれいさっぱり解決する努力を行う。その前段として、条例で明記して、市の援助体制を確立する。例えば、「電話等での詐欺封じ込め対策は、市の最も憂慮する事柄であり、詐欺防止に当たっては、本条例～条を制定し、主にお年寄りを対象に定期的に啓蒙活動を各地区公民館で実施し、所によっては区の有志による寸劇なども実施しお年寄りの参加しやすいよう努力する、また、啓蒙対策のほかにも、考えられるあらゆる対処策を練る。かくて、詐欺被害を激減させるものである」等はいかがだろうか。</p> <p>市長の任務、権限などを述べているが。つらつら、冗長すぎるきらいがある。市長は市民および市民生活を守るに正当な手段を行使する権限があると簡潔にまとめては如何。市長の権限は司直が無力である場合、或いは、両者の境界面で両者が譲り合い、結局市民の被害を拡大するような場合、果敢に行政の長としてリーダーシップを発揮されるのを市民は願っている。</p>	<p>本年度より、高齢者等、消費生活上特に配慮を要する消費者に対する見守り活動や必要な取り組みについて情報交換及び協議を行う「玉名市消費者被害見守りネットワーク連絡協議会」を設置することとなりました。</p> <p>今後も、左記のご意見を十分に踏まえた消費者施策の充実が図られるよう検討して参ります。</p>	修正無し。
---	---------	--	--	-------